



2022年4月1日

百五銀行グループの サステナビリティに関する方針の制定について

株式会社百五銀行（頭取 伊藤 歳恭）は、2022年4月1日（金）、サステナビリティに関する方針として、「百五銀行グループ環境方針」（以下「環境方針」）、「百五銀行グループサステナブル投融資方針」（以下「サステナブル投融資方針」）および「百五銀行グループ人権方針」（以下「人権方針」）を制定しました。

当行グループは、2019年に公表した「百五銀行グループSDGs宣言」のもと、SDGsを企業行動・経営戦略につなげ、地域における社会的課題の解決と経済発展の両立を図ることで、持続可能な社会の実現に取り組んでいます。

近年、環境保全と人権尊重が国際社会における重要な課題となっていることから、環境方針、サステナブル投融資方針および人権方針を新たに制定し、グループ一体となって環境・社会課題の解決に資する取組みを一層推進してまいります。

記

- 1 制定日
2022年4月1日（金）
- 2 百五銀行グループのサステナビリティに関する方針
 - (1) 百五銀行グループ環境方針（別紙1）
 - (2) 百五銀行グループサステナブル投融資方針（別紙2）
 - (3) 百五銀行グループ人権方針（別紙3）

以上

百五銀行グループ 環境方針

理念

百五銀行グループは、金融サービスを提供する企業グループとして、事業活動が環境・気候および生物に与える影響を認識し、地域社会および地球的規模での環境に与える影響の軽減のため、下記指針に沿って継続的に気候変動への対応や環境保全活動および生物多様性保全に取り組みます。

指針

1 環境関連法規等の遵守

環境関連の法律、規制等を遵守するとともに、SDGsなどの社会的要請を企業行動につなげ、環境保全の継続的改善に努めます。

2 環境負荷の低減と環境汚染の予防

自らの事業活動における持続可能な省資源・省エネルギー・リサイクル活動を推進し、環境負荷の低減ならびに環境汚染の予防に努めます。

3 事業活動を通じたお客さま支援

SDGsやESGの取組みを促進する環境に配慮した金融商品・サービスなどの提供を通じて、環境保全に取り組むお客さまを支援し、地域社会の環境改善に貢献します。

4 啓発活動の推進

従業員一人ひとりが環境問題に対する認識を深め、具体的な行動を行っていくために、周知・啓発活動を推進するとともに、環境方針を公開し、取組み状況を積極的に開示します。

5 ガバナンス・マネジメント体制

持続可能な社会の実現に向けて、事業活動や環境の変化を踏まえ、取組み状況等を定期的にSDGs推進委員会などへ報告するとともに、環境に関する取組みについて情報開示を行い、透明性の確保に努めます。

以上

百五銀行グループ サステナブル投融資方針

百五銀行グループは、本業を通じた地域の社会的課題の解決と経済発展の両立を図ることで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。今般、資金の出し手として責任ある投融資を行うため、本方針を定めこれに基づいた投融資を推進してまいります。

1 環境・社会にポジティブな影響を与える事業に対する投融資方針

以下に例示する事業等に対しては、「百五銀行クレジットポリシー」を遵守したうえで、積極的に投融資を推進いたします。

- (1) 気候変動リスクを低減する省エネルギー・再生可能エネルギー事業
- (2) 企業の脱炭素化社会への移行対応
- (3) 地域経済の持続的発展に資する創業・イノベーション創出・事業承継
- (4) 社会インフラの維持・発展、地域の防災・減災に資する事業
- (5) 高齢化・少子化等の課題に対応する医療・福祉・教育の充実

2 特定セクターに対する投融資方針

環境や社会に与える影響が大きいと考えられる、以下のセクターへの投融資に対して取組方針を定め、適切に対応を行って参ります。

(1) 石炭火力発電事業

他の発電方式と比べて温室効果ガスの排出量が多く、気候変動や大気汚染など環境に負の影響を及ぼすため、石炭火力発電の新設に対する投融資は行いません。

ただし、パリ協定の合意事項達成に向け、CCS/CCUS(※)や混焼等の革新的な技術・手法を取り入れて進められる案件については、慎重に検討の上、対応する場合があります。

(2) 森林伐採・焼却を行う事業

人々の暮らしや社会の維持に欠かせない重要な原料であるパーム油等の原料製造のため、違法な森林の伐採や焼却が行われうることを認識しています。これを踏まえ、森林伐採、焼却を行う事業に対する投融資等については、適法性、地域経済や環境への影響を考慮したうえで慎重に対応します。

(3) 大量破壊兵器・非人道兵器の製造事業

核兵器・生物化学兵器等の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾等については、その非人道性を踏まえ、これらを製造する企業に対する投融資は行いません。

(4) 強制労働等、人権侵害に関与する事業

児童労働や強制労働など、人権侵害が行われている企業への投融資は行いません。

※CCS(二酸化炭素回収・貯留),CCUS(二酸化炭素回収・利用)

以 上

百五銀行グループ 人権方針

百五銀行グループは、2019年10月に「百五銀行グループ SDG s 宣言」を公表し、地域の社会的課題の解決と経済発展の両立を図ることで、持続可能な社会の実現に向けて積極的に活動しています。さまざまな活動を展開するうえで、人権の尊重は取り組むべき基本的課題と認識し、「百五銀行グループ 人権方針」を制定しました。この「百五銀行グループ 人権方針」は、あらゆる事業活動において、人権を尊重することを約束するものです。

1 国際規範の尊重

百五銀行グループは、「世界人権宣言」や「ビジネスと人権に関する指導原則」などの人権に関する国際規範を尊重します。

2 役職員に対して

百五銀行グループは、全役職員の人権を尊重し、いかなる場面においても、国籍、人種、民族、門地、社会的身分、宗教、信条、性別、性的指向、性自認、障がいなどを理由とした差別や人権侵害を容認しません。

また、ハラスメントの禁止を明確にするとともに、相談窓口を設け、働きやすい職場環境を整備しています。

3 お客さまに対して

百五銀行グループは、お客さまの人権を尊重し、サービスの提供にあたり差別的な取扱いのないよう努めます。

また、お客さまとともに人権課題の解決に努め、人権を侵害しないことをお客さまに対しても求めていきます。提供するサービスが人権侵害に結びついている場合には、百五銀行グループとして適切に対応し、お客さまにも適切な対応をとるよう働きかけていきます。

4 サプライヤーに対して

百五銀行グループは、サプライヤーに対しても、人権を尊重し、侵害しないことを求めていきます。サプライヤーが人権に対して負の影響を及ぼしている場合には、百五銀行グループとして適切に対応し、サプライヤーにも適切な対応をとるよう働きかけていきます。

5 管理体制・教育

百五銀行グループは、SDG s 推進委員会などにおいて人権に関する取組みの状況についての報告を行い、取組みの改善・向上に努めます。

また、役職員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めるため、人権に関する教育を継続的に実施します。

6 情報開示と対話

百五銀行グループの人権に関する取組みについて、積極的な情報開示に努めます。また、ステークホルダーとの対話を通じて、取組みの改善・向上に努めます。